

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務

11

2014 No.744

特別記事

中小企業がいま取り組むべき 「中期経営計画」づくり

経理・税務

「賞品」「景品」等の提供に
まつわる経理・税務処理

人事・労務

「職場のいじめ、嫌がらせ」に
どう対処すればよいか

総務・法務

産業医の上手な選び方と
付き合い方マニュアル

別冊付録

中小企業のための
「CSR(企業の社会的責任)入門」

- 11月のビジネスカレンダー 3
11月の事務ごよみ 7 年末調整の準備、3月決算法人の中間申告・納税、冬季賞与の支給準備、年末商戦に向けた人手の確保、労働時間の適正管理、年賀状・カレンダー・手帳などの準備・手配、火災予防対策 ほか
新法令・通達解説 11 平成26年度の地域別最低賃金が決まりました ほか
これからの法改正の動き 13 「女性の活躍推進」に向け新法を検討 ほか

特別記事 14 不確実な時代の羅針盤!

中小企業がいま取り組むべき「中期経営計画」づくり

- 中期経営計画はなぜ必要か
- 中期経営計画策定に当たっての基本的な流れと留意点
- 中期経営計画を成功させるための進捗管理

経営コンサルタント 安田 芳樹

経理・税務

26 年末商戦に向けて再確認
「賞品」「景品」等の提供にまつわる経理・税務処理

税理士 齋藤 忠志

30 法人税率の見直しなど
平成27年度税制改正はどんな項目が検討されているか……公認会計士・税理士 久納 幹史

36 正当な主張は堂々と!
税務当局の処分等に不服がある場合の手段・対応策……税理士 奥田 正名

23 どんな難題も克服! 安田順の実践「経営改善」塾 Ⅱ
貸借対照表に計上している「不良資産」をどう処理するか——中小企業診断士 安田 順

34 頼られる人になる「経理アタマ」の鍛えかた Ⅱ
決算書を読みこなせるようになるには——税理士 佐藤 昭一

人事・労務

40 早期の発見が肝要
「職場のいじめ、嫌がらせ」にどう対処すればよいか

特定社会保険労務士 橋場たまき

45 「解雇予告除外認定」の手続きとトラブル防止のポイント……特定社会保険労務士 井寄 奈美

50 人手不足が上昇要因
中小企業の**今冬賞与**の支給額を予測する……賃金コンサルタント 神田 靖美

税務当局の処分等に 不服がある場合の手段・対応策

税務調査において、当局との間で見解の相違が生じることがあります。見解や処分不服がある場合、その後、どのような手段が取れるのか、また、その効果と制約等について紹介します。

税理士

奥田正名

税務調査(実地調査、反面調査、銀行調査を含みます)が行なわれた結果、税務署(国税局を含みます)から問題点を指摘され、自主的に修正申告をするよう勧奨を受けることがあります。このような場合でも、その修正が強要されるわけではありません。

見解の相違があり、自主修正を受け入れることはできないと判断した場合には、税務署からの更正(無申告の場合は決定)を待つこととなります。

更正は、課税庁が職権により課税処分を強制的に実行する手段ですが、納税者にとって不利益な処分が行なわれるときには、「更正の理由の附記」が必要となります。処分の理由を明らかにするためです。納税者としてはこの更正の理由を受けて、そのまま更正処分に従わない場合、税務署に異議申立てをするのか国税不服審判所への不服申立てを行なうのかを決めることとなります(図表1)。

なお、更正が必要と税務署が判断した場合には、調査官は納税者に対して、調査内容を説明することが義務付けられています。このため、何の事前説明もなく、不意打ちのような更正を受けることは

ありません。

また、説明の段階で、調査官が把握できていない事実があった場合等は、更正内容の見直しもできることになっていますので、まずは説明を受けたうえで、更正処分に従うのか修正申告を行なうかの検討をすることになります。

実地調査が終了するまでの

反論・主張

実地調査において、調査官と税務処理の是非について見解の相違がある場合には、企業側の税務処理が適正であるとする根拠資料を提示することが重要となります。場合によっては、調査官が税務処理について誤解していることもあり得ます。

企業側の意向が受け入れられないからといって、やみくもに反論するのではなく、調査官がどのように認識(事実判断)しているのかを汲み取り、それに適した反論を行なう必要があります。相手にとって受け入れやすい、根拠のある反論・意見を心掛けるべきでしょう。

なお、実地調査で資料の提示を拒んだり、偽りの記載をした書類

の提示をした場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される規定がありますので、提示書類の記載内容に事実との相違がないよう注意する必要があります。

税務調査の根本は誤った申告内容を正すことなので、たとえば、経費の入力を失念していた場合などは、減額更正（課税所得を減らし、払い過ぎた税金を還付する）を職権で行なうこともあります。

実地調査においては、そのような損金処理の漏れや益金の過大計上がないかという視点で自社の経理内容を再確認してみるのもよいでしょう。

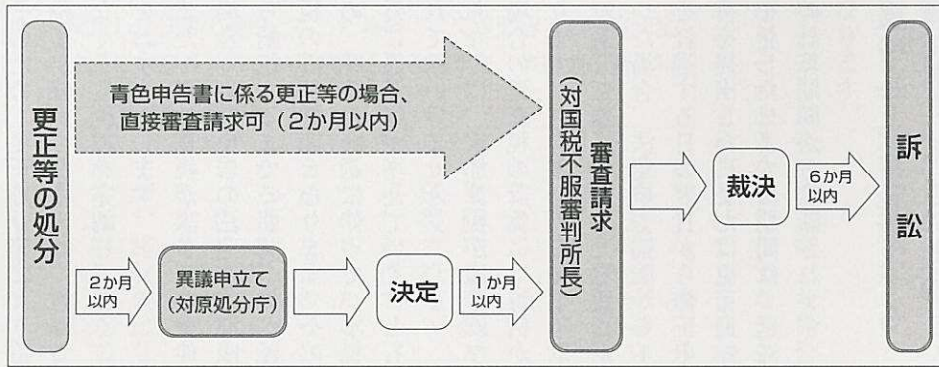
税務署に対して敵対的な姿勢を取るべきとする考え方も一部にはあるようですが、調査を通じて自社の経理内容が適切に処理されているかを検証する場として、税務調査をとらえることも企業にとって有益なことだと思われまます。

なお、実地調査の現場で、不当と思われる行為（恫喝・一方的な尋問等の強権的な行為）があった場合には、その場で調査官に指摘し、それでも改善がない場合は、統括官や納税者支援調整官に申入れを行なうことも検討すべきでしょう。

実地調査終了後の 反論・主張

調査終了後に、確実に調査官に伝えておきたいことがある場合は、会社側から文書や根拠書類を提示することもあります。

図表1 異議申立て・審査請求の仕組み



定型のフォーマットはありませんが、根拠をもったわかりやすい文章を心掛けたところです。

調査官がこうした提出文書をないがしろにすることは考えにくいですが、不誠実な対応をされた場合には、統括官や税務署長あてに苦情文を送ることを選択肢として考えてもよいでしょう。請願法5条には、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならぬ」と規定されていますし、また別の方法として納税者支援調整官に申し立てることも、一定の効果はあると思われまます。

また、実地調査時、または終了後に質問票末書（聴取書、始末書、申述書と呼ぶケースもあります）を提示され、調査官から署名を促されることがあります。

もちろん、記載内容に非違がなければ署名しても問題ありませんが、故意に仮装・隠蔽したとする納税者の悪意を喚起させる文言が記載されているケースも残念ながら見受けられます。

こうした質問票末書は法的に作成が強制されているものではありませんので、記載内容に事実との相違がある場合は署名を避けるべ

きです。税務訴訟となった場合、証拠資料とされてしまいます。

質問票末書に署名したことで不正行為を認めたとされ、重加算税が課せられるケースもありますので注意が必要です。

税務調査を早く終えたい、心証を悪くしたくない、という思いから署名したくなる心理はわかりますが、署名したからといって処分が軽くなるわけではないため、安易に署名に応じない姿勢が必要です。また、関与税理士も納税者が不利となかなかねない行為が調査官から要求されたときは、企業側にその旨を説明すべきでしょう。

税務署への反証・意見については企業側・代理人（税理士）のいづれが行なっても問題はありませんが、行き違いがないように注意したいところです。

税務署から企業側に問合せがあり、回答した内容を税理士がまったく知らなかったような場合、税理士側が反論根拠として用意していた前提が根拠から覆されてしまいうこともあり得まます。このため、税務署に回答した内容・提示した書類等は企業と税理士で共有化しておくべきでしょう。

また、実地調査の終了時に、今

後の問合せ窓口は誰になるのかを
税務署員に示しておくほうが、税
務署側としても混乱が生じないた
め、その後の手続きがスムーズに
進むはずです。

なお、調査の結果、何の非違事
項もなかった場合は、「更正決定
をすべきと認められない旨の通知
書」が送付され、税務調査は終了
します。

更正処分等に 納得できないときの対応

自主修正を拒み、更正処分等を受
けることになったが、その処分
等に納得できないときは異議申立
てを行ない、それでも納得できな
かった場合はさらに国税不服審判
所への審査請求を行なうことにな
ります。青色申告者の場合は、異
議申立てを経ずに審査請求を直接
行なうことも可能です。

もつとも、処分等に納得できな
くとも更正処分等により追徴税額
が確定することになるため、納税
をしない場合は督促を受けます
し、差押えの処分を受けることも
あります。異議申立て・審査請求
を行なうことで、課税処分が停止
するわけではないのです。

そのため、更正処分等により追
徴税額が確定した場合は、納得で
きなくとも税額を完納しておくこ
とをおすすめします。

また、重加算税が課された案件
の場合、当初申告の法定申告期限
から納税するまでの期間全体が延
滞税の計算期間となります。その
ため、時間の経過に伴って、本税
以外に延滞税が増えていくことも
忘れてはいけません。

ちなみに、重加算税が課されな
い場合の延滞税の計算には特例が
あります。申告書の提出後1年以
上経過して修正申告または更正が
あった場合、法定申告期限から1
年を経過する日の翌日から修正申
告書を提出した日または更正通知
書を発した日までの期間は、延滞
税の計算期間から控除されます。

異議申立てや審査請求でも 納得できないときの対応

異議申立てや審査請求をしても
納得できる結果を得られなかった
ときは、訴訟を提起することにな
ります。審査請求を経ずに、訴訟
を提起することはできません。

ちなみに、国税庁が発表してい
る平成25年4月1日から平成26年

3月31日までの国の訴訟での敗訴
割合(納税者の勝訴割合)は、7・
3%と10%を下回っています。こ
の事実を考慮したうえで、提訴す
るか否かを検討すべきでしょう。
現実問題として訴訟コストは確実
に生じますから、勝訴の可能性が
高いと判断できない場合は追加コ
ストを生じさせないほうが有益と
いえます。

修正申告に応じる場合に 検討すべきこと

税務調査を受け、経理処理が仮
装・隠蔽行為と認定されると、重
加算税の対象となります。重加算
税の対象になると、前述したとお
り、延滞税の計算特例が使えなく
なります。またその後、税務調査
の対象となる頻度が増えるともい
われています。

国税庁が公表している「法人税
の重加算税の取扱いについて(事
務運営指針)」を事前に確認して
おきましょう。税務調査による実
損害額(過度の税負担・今後の税
務調査に対応する時間コスト)を
防ぐ観点から押さえておきたい情
報です(図表2)。

いわゆる期ズレ(当期に計上す

べき売上を、翌期に入金された時
点で売上計上している場合等)の
ケースで、故意に行なったものと
認められない限りは、重加算税の
対象となりません。

修正した項目についても、翌年
度以後で認容減算されて以後の税
負担を減少させるため、税率の変
動がない限りは本税の払い損は生
じません。

過少申告加算税と延滞税の負担
はありますが、譲歩する価値はあ
ると思われれます。重加算税を回避
することは、税務調査において非
常に重要なポイントといえます。

なお、重加算税が課される場合
にも理由の附記が必要となるた
め、何の説明もなく、一方的に重
加算税を課された場合には、通知
書に記載された「理由」の内容を
必ず確認しましょう。

なお、自主的に修正申告をした
場合でも、その修正申告の内容に
誤りがある場合には更正の請求を
行なうことができます。

ただし、一切の不服申立て(異
議申立て・審査請求・訴訟)はで
きなくなります。修正申告を行な
うことによる最大の不利は、こ
の不服申立てができなくなるこ
とです。

改正行政不服審査法による 不服申立制度の見直し

平成26年6月13日に公布された改正行政不服審査法により、国税不服申立制度も見直しが行なわれることになりました。その主な内容は、次のとおりです。

① 不服申立ての手続きは、審査請求か再調査の請求のいずれかを選択できる

現行の異議申立てを廃止し、税務署等の処分不服がある者は、

図表2 帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない場合

(事務運営指針より抜粋)

次に掲げる場合で、当該行為が相手方との通謀または証憑書類等の破棄、隠匿もしくは改ざんによるもの等でないときは、帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない。

- (1) 売上等の収入の計上を繰り延べしている場合において、その売上等の収入が翌事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には翌連結事業年度。(2)において同じ）の収益に計上されていることが確認されたとき
- (2) 経費（原価に算入される費用を含む）の繰上計上をしている場合において、その経費がその翌事業年度に支出されたことが確認されたとき
- (3) 棚卸資産の評価換えにより過少評価をしている場合
- (4) 確定した決算の基礎となった帳簿に、実際費等または寄附金のように損金算入について制限のある費用を、単に他の費用科目に計上している場合

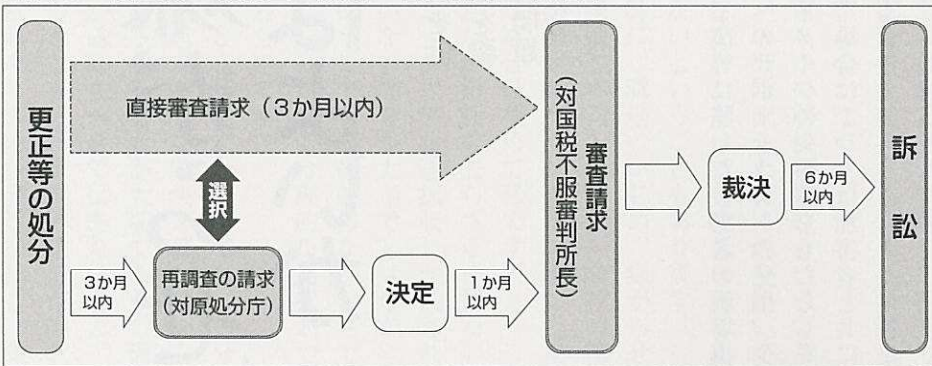
（ただし、3か月以内に決定がない場合は、決定を経ずに審査請求ができます。）

② 不服申立期間が延長される
現行制度では、処分のあったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に申立てをすることになりますが、施行後は3か月以内に申立てをすればよいこととなります。

国税不服審判所に直接審査請求ができるようになります(図表3)。
ただし、異議申立てに代えて、再調査の請求を選択することもできます。現行では、青色申告書に係る更正等の場合に限定して直接審査請求ができますが、改正法施行後は、青色申告書でなくとも直接審査請求を行なうか、再調査の請求を行なうかを選択できるようになります。

なお、再調査の請求をした場合には、その決定を経た後でないこと審査請求をすることはできません

図表3 改正後の再調査の請求・審査請求の仕組み



以前よりも、申立てをするかしないかを検討する時間が多く取れることとなります。

③ 審判官の職権収集資料のコピーが可能になる

審査関係人である審査請求人（納税者）、参加人（利害関係者）、処分庁（税務署等）は、担当審判

官が所持する職権収集資料の閲覧と謄写（コピー）を求めることが可能になります。

従来は、処分庁が審判官に提出した書類の閲覧は可能でしたが、

審判官が収集した書類等については閲覧することができなかったため、納税者にとってはありがたい改正といえます。ただし、納税者だけでなく、処分庁にも同じ権利が付与されます。つまり、情報の公平化が行なわれることになるわけ

④ 処分庁に対する質問が認められ、手続き規定が整備される
審査請求人（納税者）からの処分庁に対する質問が認められるようになります。このほか、審理の迅速化に向けた複雑な事件の手続き等を整理するため、審理手続きの計画的遂行や審理手続きの終結の規定が新設されます。

これにより納税者は、審査請求の場で税務署長等に処分内容についての質問ができるようになり、審理期間も短縮されることが予想されます。

改正法の施行日については、公布日から2年以内の政令で定める日とされています。早期の施行を期待したいところです。